

所属所長様

一般財団法人石川県教職員互助会  
理事長 田中新太郎  
(公印省略)

### 教職員互助会モニターの再募集について

日頃から教職員互助会事業にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
さて、令和元年7月4日付け石教互第42号で通知した「教職員互助会モニター」の募集について、募集定員に余裕があります。  
については、下記のとおり再募集しますので、会員の皆様に周知願います。

#### 記

#### 1 モニターの概要

別添1「令和元年度石川県教職員互助会モニターについて」のとおり。

#### 2 選任の区分

会員から、原則次の区分により選任する。ただし、選任区分ごとの定数を超えて応募があった場合は、抽選により選任する。

	選任区分	定数(人数)	選任区分	定数(人数)
小中学校	小松教育事務所管内	4名以内	特別支援学校	2名以内
	金沢教育事務所管内	9名以内	高等学校	5名以内
	中能登教育事務所管内	2名以内	教育委員会事務局等	1名以内
	奥能登教育事務所管内	1名以内	合計	24名以内

#### 3 応募方法等

別添2「モニター申込書」に所定の事項を記入のうえ、事務局まで提出願います。  
申込書は教職員互助会ホームページの「お知らせ」又は、スマートスクールネットからもダウンロードできます。

#### 4 締切日

令和元年7月31日(水)

※モニターに選任された場合は、意見の聴取を行いますが、定数24名の過半数に達しない場合は、会議は開催しません。

(事務担当)  
教職員互助会事務局  
担当 原  
TEL 076-225-1848  
FAX 076-225-1977

(別添1)

## 令和元年度石川県教職員互助会モニターについて

### 1 目 的

会員の意見を聴取し、互助会事業の充実を図る。

### 2 モニターの職務

互助会事業に関して研究・検討したうえで、モニター会議に出席し、意見交換を行う。

### 3 モニター会議の開催予定

日時 令和元年8月23日(金) 14:00～2時間程度

場所 県庁行政庁舎会議室

※事前に、互助会に対する意見・質問などを提出いただき、ご意見を踏まえて当日協議していただくテーマを設定する。日程は、変更になる場合があります。

### 4 会議出席に係る服務上の取り扱い

・ 県所管の学校等については職務に専念する義務の免除に該当（職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和30年石川県人事委員会規則第5号）第9号に規定する事由）

・ 市町所管の学校等については市町教育委員会にご確認ください。

### 5 報 酬 等

支給しない。ただしモニター会議出席に係る旅費は支給する。

### 6 任 期

選任の日から当該年度末日まで。ただし、任期区分以外の勤務地に異動があったとき、または会員の資格を失ったときは、その日に任期を終えることとする。

#### (参考)平成29年度モニター会議について

##### 1 モニター会議の開催

日時 平成29年8月24日(木) 14:00～15:00

場所 県庁行政庁舎11階 1104会議室

##### 2 意見を取り入れて平成30年度から改善された事例

(意見) (厚生事業の充実の意見に対して) 子育て世代が活用できるといい。

(改善) 新たに子ども交流センタープラネタリアムの施設利用補助を実施した。

(意見) いしかわ総合スポーツセンタージム利用補助の拡充ができないか。

(改善) 既に施設利用補助をしている3施設で、スポーツジムの利用補助の拡充を実施した。

・ いしかわ総合スポーツセンター「トレーニングルーム」

・ 辰口丘陵公園温水プール内「フィットネスルーム」

・ 一本松総合運動公園体育館「トレーニングジム」

##### 3 モニター会議の概要

別紙「平成29年度教職員互助会モニター会議の概要について」を参照。

(別添2)

## モニター申込書

一般財団法人石川県教職員互助会のモニターを申込みます。

令和 年 月 日

一般財団法人石川県教職員互助会理事長 殿

所属所コード						
所属所名						
会員番号						
職名						
氏名	①					

## 平成29年度 教職員互助会モニター会議の概要について

- 1 開催日時 平成29年8月24日（木）14時00分～15時00分
- 2 場 所 県庁行政庁舎11階 1104会議室
- 3 出席者 13名
- 4 議 題 互助会事業について

会議内容の概要については以下のとおり。

意 見	事務局の考え方
<p><b>1 テーマ別事業に対する意見について</b> (A厚生事業、B給付事業のどちらの充実をより望むか)</p> <p><b>「A厚生事業」の充実を望む趣旨及び理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分自身が利用する頻度が多い。</li> <li>・石川県の施設利用者を増やせる。</li> <li>・ワーク・ライフ・バランスを見直し、厚生事業で扱っているような施設や催し物の利用、参加ができるよう、利用券がもっと魅力的になればいい。</li> <li>・給付事業はその該当理由が発生しなければ利用できないが、厚生事業は利用できる機会が多くある。</li> <li>・県施設と連携し、もっと利用券を使えたらいい。</li> <li>・子育て世代が活用できるといい。</li> <li>・現在のところ、病院に通院することもほとんどないため、厚生事業とした。</li> <li>・インフルエンザ予防接種の助成はさらに充実を求める。</li> </ul> <p><b>「B給付事業」の充実を望む趣旨及び理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多忙化により、余暇時間を割くことはできないため、健康面での補助や祝金のほうが有意義である。</li> <li>・必要な時に補助があり、金額が大きいいため、給付事業のほうが補助された実感が湧く。</li> <li>・厚生事業のほうが利用する機会が少ない。利用したい施設は人によって様々で、ニーズも様々であるため。</li> <li>・施設が金沢に多く、能登から行きづらい。給付事業ならば年齢、地域性に関係なく受けられる。</li> <li>・給付事業のほうが需要があると思う。</li> <li>・給付事業は経費削減されやすいため、充実してほしい。</li> </ul>	<p>厚生事業は、収支の悪化が懸念されたため、前回（平成25年度）大きな見直しを行っている。施設利用は、対象施設や補助額を減らした一方、新たに健康管理事業としてインフルエンザの予防接種を導入した。見直し以降は、予算の増加を伴わないものであれば、新たに取り組んだものもある。</p> <p>利用券は、共通利用補助券となっており、できるだけ多くの会員が利用できるよう幅広い年齢層、多種多様なニーズに対応できるようある程度の施設を選定している。</p> <p>給付事業は、結婚や出産時に祝品があったり、家族の死亡や病気などによる弔慰金や見舞金があったりと、正に助け合いの精神で成り立っている互助会の目的に沿った事業であり、引き続き事業展開していきたい。</p> <p>今回、厚生事業、給付事業の双方に対してニーズがあるということが改めてわかった。会員数が減り、全体のパイが縮小していく厳しい中でも、バランス良くより多くの会員の要望、ニーズに応えていけるような運営をしていきたいと考えている。</p>

意見	事務局の考え方																														
<p><b>2 新規事業に対する意見について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・能登・加賀地区に公営・民間の日帰り温泉施設の優待利用券できる施設を増やす。</li> <li>・余暇を充実させ健康寿命を伸ばすため、エステ、スパ、マッサージ、スポーツ施設の利用補助の種類を増やす。</li> <li>・映画は貸し切りや無料券とし、施設利用券は、入場券の半券による補助とする。</li> <li>・公立学校共済組合と共催で「インフルエンザ予防接種助成」を行っているが、さらに健康管理に関する事業を広範囲かつ身近なものに拡大する。</li> <li>・会員又は会員の子が全国大会レベルの大会に出場した時に、祝金を渡す「スポーツ、文化奨励費」を創設する。</li> </ul>	<p>今年度から新規事業として実施している日帰り温泉施設の優待券の斡旋は、予算の持ち出しのない斡旋事業であるため、今後、協力していただける施設があれば検討していくことは可能である。</p> <p>施設利用補助の拡大、映画の無料券、健康管理事業の拡大、スポーツの全国大会出場の補助などは、新たに財源を伴うものもあるため、今後は財政状況や、会員のニーズを見極めながら、能登地区、加賀地区の地域バランスも十分みながら慎重に検討していきたい。</p>																														
<p><b>3 その他事業に対する意見・質問について</b></p> <p><b>(1) 施設利用補助について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・辰口テニスコート及びいしかわ総合スポーツセンタージム利用補助の拡充ができないか。</li> <li>・県立美術館や歴史博物館の利用券を無料にできないか。県職員が県の施設に興味を持ったり、入館者が増えたりするメリットがあるのではないか。</li> <li>・当該事業の各施設別の利用数はどのようになっているか。</li> <li>・利用実態に応じて厳選したうえで、補助から無料にすることはできないか。完全無料のほうが補助より種類を減らしても使う。</li> </ul>	<p>施設利用の補助対象の拡充などは、平成25年度に見直しをしたところである。昨年度のモニター会議のご意見を受けて、今年度から実施しているものもあり、すぐ対応できるものがあれば対応していきたい。</p> <p>各施設別の利用数（平成28年度実績）は次のとおり。</p> <table border="0"> <tr> <td>・水族館</td> <td>1,327件</td> </tr> <tr> <td>・美術館</td> <td>467件</td> </tr> <tr> <td>    ┌ 県立美術館</td> <td>(80件)</td> </tr> <tr> <td>    └ 県立歴史博物館</td> <td>(74件)</td> </tr> <tr> <td>    ┌ 七尾美術館</td> <td>(189件)</td> </tr> <tr> <td>    └ 能登島ガラス美術館</td> <td>(107件)</td> </tr> <tr> <td>    ┌ 輪島漆芸美術館</td> <td>(17件)</td> </tr> <tr> <td>・美術館（企画展・特別展）</td> <td>266件</td> </tr> <tr> <td>    ┌ 県立美術館</td> <td>(222件)</td> </tr> <tr> <td>    └ 県立歴史博物館</td> <td>(44件)</td> </tr> <tr> <td>・動物園</td> <td>2,167件</td> </tr> <tr> <td>・昆虫館</td> <td>693件</td> </tr> <tr> <td>・プール</td> <td>1,607件</td> </tr> <tr> <td>・スタジアム</td> <td>219件</td> </tr> <tr> <td>・スキーリフト</td> <td>556件</td> </tr> </table>	・水族館	1,327件	・美術館	467件	┌ 県立美術館	(80件)	└ 県立歴史博物館	(74件)	┌ 七尾美術館	(189件)	└ 能登島ガラス美術館	(107件)	┌ 輪島漆芸美術館	(17件)	・美術館（企画展・特別展）	266件	┌ 県立美術館	(222件)	└ 県立歴史博物館	(44件)	・動物園	2,167件	・昆虫館	693件	・プール	1,607件	・スタジアム	219件	・スキーリフト	556件
・水族館	1,327件																														
・美術館	467件																														
┌ 県立美術館	(80件)																														
└ 県立歴史博物館	(74件)																														
┌ 七尾美術館	(189件)																														
└ 能登島ガラス美術館	(107件)																														
┌ 輪島漆芸美術館	(17件)																														
・美術館（企画展・特別展）	266件																														
┌ 県立美術館	(222件)																														
└ 県立歴史博物館	(44件)																														
・動物園	2,167件																														
・昆虫館	693件																														
・プール	1,607件																														
・スタジアム	219件																														
・スキーリフト	556件																														
<p><b>(2) 観劇等補助、映画鑑賞券について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観劇は補助がないとなかなか行けないため、補助対象を増やしたり、期間を延ばしたりしていただきたい。</li> <li>・「映画鑑賞券」で高校生料金があると嬉しい。</li> </ul>	<p>観劇等補助は、今年度から県立音楽堂の公演も対象として追加した。</p> <p>映画鑑賞券は、各映画館が発行する映画鑑賞券（高校生料金なし）を、互助会が会員から申し込みのあった必要枚数分のみ購入し、申込者に販売している斡旋事業（互助会の助成なし）であるため、引き続き斡旋事業として実施していきたい。</p>																														

意見	事務局の考え方
<p><b>(3) インフルエンザ予防接種について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種を希望する職員が多くいるが、助成の申込みが周知されず、実費にて接種した職員が多くいた。各職場での問題ではあるが、所属所内では多くの回覧物と同様に扱うことのないように連絡していただきたい。</li> <li>・接種場所が一般の医療機関の場合、助成対象とすることは難しいか。</li> </ul>	<p>インフルエンザ予防接種については、実施通知時に「申込できなかったということがないよう周知徹底」を所属所へ働きかけをすると同時に、スマートスクールネットや互助会のホームページに掲載し、より多くの方に利用していただくよう周知に努めたい。</p> <p>一般の医療機関での助成は、医療機関も多数有り、関係機関との連絡調整のほか、領収書の送付等、事務手続きが煩雑なものになる。また、団体で受けることによって、コストも削減され、それにより財源的に多くの会員が受診できることから、巡回による接種としていることを、ご理解願いたい。</p>
<p><b>(4) 永年勤続慰労品について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まとまった休みもとれないため、旅行券はなかなか利用できない。セレクト本(ギフト)なら記念品として自分のほしいものが見つかり、商品券などよりオリジナル性が高まると考える。旅行券+セレクト本などでもよい。</li> </ul>	<p>忙しい中でも、リフレッシュしていただくための一つの手段として旅行券としており、この旅行券に期限はない。セレクト本(ギフト)や商品券等になると、リフレッシュとは別の利用も考えられるため、本来の趣旨(リフレッシュしていただく)が薄れることから、現状どおりとしたい。</p>
<p><b>(5) 給付事業について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日々の忙しさ、自己申告の煩わしさもあって、折角の事業を利用せずじまいになることがありうる。請求の仕方などを皆さんに伝えたい。</li> <li>・学校籍で教育事務所に勤務する互助会会員の各種請求書に係る証明印を教育事務所長印(公印)でも可としてほしい。</li> </ul>	<p>ホームページやスマートスクールネットに給付事業の一覧を掲載しており、機会を捉えて、広報誌「福利いしかわ」に各種給付金の請求についてお知らせをしている。</p> <p>医療補助金は、共済組合の組合員証(健康保険証)を使用し保険診療となったものについて、自動給付されるが、死亡弔慰金や子の入学祝品などの給付は、給付目的の事実を確認するためには、請求していただくことになる。</p> <p>給付の請求期限は事実発生から2年以内であるため、忘れずに請求していただきたい。</p> <p>共済・互助会システムにより、請求書の作成は、籍のある所属でしか行えないため、証明印についても籍のある所属長印でお願いしたいので、ご理解願いたい。</p>

意見	事務局の考え方
<p><b>(6) その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回モニターになり、初めて知るものがいくつもあった。周知してもらうことでよりよく互助会事業が行われると思う。</li> </ul>	<p>互助会事業のお知らせは、スマートスクールネット、互助会のホームページへの掲載のほか、今年度からは、新たに「施設利用券つづり」表紙のQRコードをスマートフォンで読み取ることで、事業のお知らせを閲覧できるようにしている。また、年4回発行の広報誌「福利いしかわ」にも互助会事業を掲載しており、今後とも、機会をとらえ、互助会事業の周知に努めていきたい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・時代の流れでみなさんノリが悪くなっているのので、工夫が必要である。</li> </ul>	<p>より多くの会員にメリットが享受できるよう、会員のニーズを把握しながら効果的な事業展開を進めていきたい。</p>